

令和2年8月5日

## Q & A

〔 新しい生活様式対応ビジネスモデル構築支援事業費補助金  
（ビジネスモデルトライアル支援事業） 〕

当該補助金の説明会での質疑応答や電話によるお問い合わせの多かった質問と回答の内容について、今後の交付申請をお考えの方に役立てていただけるよう、お示し致します。

Q 1 交付決定日はいつになりますか。

A 1 8月中に審査会を複数回実施し、書類が整ったものから審査会で決定し通知する予定です。

Q 2 リース契約の契約額がすべて補助対象になりますか。

A 2 補助事業実施期間（交付決定日から令和3年1月31日まで）に係るリース等の借入れに係る費用が補助対象となります。借入れの契約期間が補助事業実施期間より長い場合には、按分により補助事業実施期間分のみの費用を算出することになります。

Q 3 中小企業であれば全ての業種が補助対象者となりますか。

A 3 射幸心をそそる恐れがある等の場合、対象外となることがあり得ます。

Q 4 10名で行っていた社内の業務を、3密対策のために5名で行うこととし、これに係る費用が発生する場合には、補助対象となりますか。

A 4 顧客に対する新しい商品・サービスの提供に繋がるビジネスモデルでなければ補助対象外となります。

Q 5 交付申請の書類はWeb申請が可能でしょうか。

A 5 郵送または持参のみとなります。

Q 6 補助金を概算払いしてもらえますか。

A 6 精算払い（事後払い）となります。

Q 7 他の補助金との重複は認めないとのことですが、給付金・応援金を受けての取組は補助対象となりますか。

A 7 補助対象となります。給付金・応援金は自己資金として取り扱って問題ありません。

Q 8 広告経費のみでも対象になるのでしょうか。

A 8 補助対象外となります。リース・レンタル・賃借料を必ず伴う必要があります。

Q 9 設備等の借入れの費用であれば、すべて補助対象になりますか。

A 9 新しい生活様式に対応したビジネスモデル構築のトライアル（試行・検証）のための費用である必要があります。ポイントは次のとおりです。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた新たな生活様式に対応していること
- ・ これまで実施してこなかった新たな取組みであること
- ・ 単発で終わるイベント等でなく、持続可能なビジネスモデルであり、今後売上げにつながる見込みがあること
- ・ 新しい生活様式と直接関係のない通常の生産活動、業務効率化、取替え・更新等でないこと
- ・ 顧客に対する新しい商品、サービスの提供に繋がること  
（企業内・事業所内で完結する業務改善等でないこと 例：テレワーク、リモート会議）
- ・ 専ら補助事業のために使用され、真に必要であり、効率的と認められること
- ・ 行政庁の許可等の必要な取組みを行う場合、許可等を受けている又は補助事業実施までに許可等を取得する見込みがあること
- ・ 衛生対策においては、業界団体毎に策定される「業種別の感染拡大予防ガイドライン」を基に判断